平成22年3月31日要綱第16号

## 改正

平成24年9月11日要綱第44号令和3年12月20日要綱第67号

播磨町住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止対策の一環として、町民のクリーンエネルギー利用を積極的に支援し、環境への負荷の少ない循環型社会への転換及び環境保全意識の高揚を図るため、住宅用太陽光発電システム(以下「システム」という。)を設置する者に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(対象となるシステム)

- 第2条 補助金の対象となるシステムは、次の要件を満たすものとする。
  - (1) 住宅の屋根等への設置に適したものであること。
  - (2) 低圧配電線と逆潮流有りで連系したものであること。
  - (3) 設置前において、未使用品であること。
  - (4) 太陽電池モジュールの最大出力又はパワーコンディショナの定格出力のいずれかが10 kW未満のものであること。

(補助金交付の対象者)

- 第3条 補助金の対象となる者は、次の要件を満たすものとする。
  - (1) 自ら居住する町内の住宅(一戸建ての家屋であって、店舗等との併用住宅を含む。) にシステムを設置した者又は町内に建築されたシステム付の住宅を購入した者であるこ と。ただし、住宅が自己の所有に属さない場合は、所有者の承諾を得て対象システムを設 置していること。
  - (2) 町税を滞納していないこと。
  - (3) 電力会社と電灯契約及び電力受給契約を締結していること。
  - (4) 余剰電力の受給開始日が平成22年4月1日以降であること。
  - (5) 同一の住宅において、過去にこの要綱に基づく補助金を受けていないこと。
  - (6) 播磨町における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第13号)第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(補助金の額)

- 第4条 補助金の額は、システムを構成する太陽電池の最大出力(k W表示とし、小数点第3 位以下については切り捨てとする。)に 1 k W当たり 2 万円を乗じて得た額とする。ただし、補助の対象は2.5 k Wまでとし、2.5 k Wを超える場合は2.5 k Wとして算出する。
- 2 前項の規定により算出した金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(補助金交付の申請)

- **第5条** 補助金の交付を受けようとする者は、システムの設置を完了後、播磨町住宅用太陽光 発電システム設置費補助金交付申請書(様式第1号。以下「補助金交付申請書」という。) に、次の書類等を添付し、町長に提出しなければならない。
  - (1) システムの購入及び設置に要した費用の領収書並びにその明細書の写し
  - (2) システムの形式や出力のわかる書類
  - (3) システムの設置状態を示す写真

- (4) 電力会社との電力受給契約書の写し
- (5) 住宅の所有者の承諾書。ただし、住宅が自己の所有に属さない場合に限る。
- (6) 町税完納証明書
- (7) その他町長が必要と認めたもの
- 2 町長は、補助金の合計額が予算の範囲を超えたときは受付を停止することができる。 (交付額の決定)
- 第6条 町長は、前条の補助金交付申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、 完了検査を行い、交付を決定した場合には補助金の交付額を確定し、播磨町住宅用太陽光発 電システム補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。 (補助金の請求)
- 第7条 前条の規定により補助金交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、町長に播磨町住宅用太陽光発電システム補助金交付請求書(様式第3号)を提出し、町長は、この請求に基づき補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

- **第8条** 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は、既に交付した補助金を返還させることができる。
  - (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
  - (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
  - (3) その他補助金の使途が不適当と認められるとき。

(協力)

**第9条** 町長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じてシステムの運転状況に関する データの提供その他の協力を求めることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

**様式**(省略)